

53010

01065

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格▲五九

昭和二十四年三月二日
号外 水曜日

教育委員會規則

◆鳥取縣教育委員會規則第七號

教育委員會法第五十三條の規定により鳥取縣教育委員會事務局処務細則を次のように定める。

昭和二十四年三月二日

第一章 分課及び分掌

鳥取縣教育委員會事務局処務細則

第一條 事務局の分課及び分掌は鳥取縣教育委員會事務

局分課分掌規則の定めるところによる。

第二條 事務局各課に課長を置き必要あるときは係長を置くことができる。

第三條 課長は上司の命を承けてその課の事務を処理する。

係長は上司の命を承けてその係の事務を処理する。

第二章 事務の代決及び専決

第四條 教育長の決裁する事項で教育長不在のときは、主務課長が代決する。但し課長のうち特に代理を命ぜられたときは、代理者が決裁し代理者、主務課長ともに不在のときは、他の課長が代決することができる。

第五條 課長不在のときは、庶務係長、庶務係長不在のときはの特に命ぜられた主事がその課の事務を代決することができる。

第六條 前二條の規定により代決をなしたときはその輕易なものを除き後閣を受けなければならない。

前項による後閣文書は代決の際「後閣」の文字を朱記し退席なく閲覽を受けなければならない。

第七條 第四條第五條の規定にかかわらず、特に重要なものは異例のものについては代決することができない。

きは二名以上立会品名、数量、金額を照査し文書の

欄外に何々何程添付と記載し、金品送付簿（様式第

三号）に登記し、当該課長又は主査に交付し受領の

認印を徳する。但し收入印紙又は、郵便切手のとき

は、その旨文書件名簿及びその文書に附記し、そ

まゝ主務課長に送付する。

七、教課に關連する文書又は物件は、その關係の重い

方に送付する。

第十一條 送料未納又は不足の文書又は物件が到着したときは、官公署より發送のもの又は公務に關するものと認められるものに限り、その料金を支拂い收受することができる。

第十二條 課長は文書の配布を受けたときは、査閲の上重要なものは自らこれを處理し、その他は處理の要領を示し直ちに各主査に處理させる。

第十三條 閲覽済の親展文書又は收受の手続を経ていな文書を教育長又は課長より下付され、もしくは直接受けたときは、秘文書を除く外これを総務課に回付

ない。但し定例あるもの又は軽微なものについて
はは本書の余白に処分案を朱記して回議することがで
きる。

特に理由を述べる必要のないものは簿冊で回議することができる。但しこの場合には予めその事件様式及び文例を定めて決裁を受け簿冊の前葉にその事項を記載して置かなければならない。

軽易な事件に関しては往復用紙（様式第五号）附箋式を用いて直ちに照会回答文を記載し処理することができる。

第十九條 回議の文案は、口語体を用い、平易簡明を旨とし、字体は明瞭に、訂正は町壁にする。字句を添削したときは、それに認印するものとする。

処理案の内容を説明する必要のあるものは、その文案の末尾に理由、参照法規を朱記する。

第二十條 公文には、委員会名、教育長名又は課長名、

課名を用いなければならない。

第二十一條 処分案には、完結に至るまで關係文書を

し第九條の手続きを受けなければならない。
第十四條 秘文書は主務課で秘文書件名簿（様式第二号）に登録してから処理する。

第二節 回議及び回覧

第十五條 課長は文書の送付を受けたときは、査閲の上回議及び回覧の手続をとるものとする。

但し重要又は異例に属するものは、予め教育長の指示を受けなければならぬ。

第十六條 その課の分掌に属しない文掌又は物件の送付を受けたときは直ちに事由を附し、総務課にこれを返前に、その他は三日以内に処理するものとする。

送しなければならない。

第十七條 配付を受けた文書は急施を要するものは直ちに、日時を期して処理しなければならないものは期限を受けたときは直ちに事由を附し、総務課にこれを返前に、その他は三日以内に処理するものとする。

前項によることができない事由があるときは、主務課長の指揮を受けなければならない。

第十八條 事務の処理は、回議用紙（様式第四号）に主査署名の上その処分案を記載し、決裁を受けなければ

・添付しその頭末を明らかにしなければならない。
・關係文書はその日附の順序に従つて下から上に向つて
秩序正しく綴るものとする。

第二十二条 回議又は回覧で急を要するもの又は重要若くは秘密を要するものは事務主査自ら携帶して決裁を受けなければならない。

但し主査自ら携帶することのできないときは赤紙を文書の下部に貼り布し秘密を要する文書は別に上被して秘

の字を表記して他のものが決裁を受けることができる。

第二十三条 回議書又は回覧書には、必要により欄外に「重要」「例規」「秘」「親展」「至急」「書留」「速達」「はがき」「電報」「公報登載」等を捺印又は朱書する。

第二十四条 会議に附議する必要のある事業については、開会十日前までに総務課長に送付するものとする。

但し前項によることのできない場合、教育長の認めた事案に限り二日前までとすることができる。

第二十五条 他課に關係のある文書は、その合議を経た

から教育長の決裁を受けなければならぬ。規則及び訓令、通牒等で例規となるものは、予め総務課長に合議しなければならない。

第二十七條 合議を受けた課で施行前又は施行後その文書の回付を受けようとするときは、夫々前要再回又は要再回を朱書きし再回を終つたときは直ちに消印の上返付する。

第二十八條 委員会の成議書は直ちに各課へ配付しなければならない。

第二十九條 決裁済に係る文書を改案しようとするときは更に回議手続をなし廻案しようとするものは決裁者の消印を受け回議した課長にその旨を通知しなければならない。

第三十條 決裁済の文書は次の各号によつて総務課に回付する。

一、発送する文書の淨書、照合は主務課で行い原議書とともに回付する。

第三節 文書の淨書及び發送

第三十一條 前條により回付を受けた文書は次の各号により処理する。

一、文書は決裁の有無、必要な會議の有無、文書形式の整否を審査し、規則、告示その他公報を要するものは、縣公報に登載の手続をとり、その他の文書は件名簿に記載してから賄送する。但し軽易な文書については記載を省略することができる。

五、縣公報に登載するものは、原稿を主務課で淨書校合の上原議書とともに回付する。

三、小包その他特別の包装の必要なものは、主務課でこれを行い原議書とともに回付する。

四、秘文書は、主務課で淨書校合し封緘の上(秘文書送付簿に記載し)回付する。但し電報の場合は、封筒にその字数及び種別を附記する。

電報は、電報發信簿(様式第1号)に記載の上發送する。

三、金券、有價証券、物品等を添付した文書は、文書件名簿に添付の品名、数量を記し、点検の上發送する。

四、訓令乙、前号の命令で一概に知らせる必要のないもの。

五、内訓 訓令で秘密のもの。

六、達 特定の個人又は團体に対して發する命令。

七、指令 伺、願に対し指示又は命令するもの。

四、文書の發送を終つたときは、原議書に施行年月日を記入し、取扱者の認印を押して、主務課に返付するものとする。

第三十二條 退廃時限後急を要するときは封緘の上回議書と共に宿直員に交付依頼するものとする。

第三十三條 直接文書物品を交付するときは文書發送簿に記入して受領印を徵す。

第四節 文書例式

第三十四條 令達の種類は左の通りである。

一、規則 教育委員会法の規定により制定するもの。

二、告示 管内一般又は一部に公示するもの。

三、訓令甲 局内又は所管の学校等に対する命令で一般に知らせのあるもの。

第四章 文書の整理保存

第三十五條 前條の令達には、左の各号により記号及び番号をつけるものとする。

一、規則、告示、訓令甲、訓令乙、内訓、達には委員会名を冠し、総務課において夫々その区分により番号をつける。

二、指令記号は第九條の例による。

第三十六條 本章において、文書と称するは委員会の所管に属する公文書(帳簿及び台帳を含む) 図書及び官

報、縣公報とする。

第三十八條 文書は、総務課において第四十條から第十四十二條までに定める類別に区分編集し所定の年限これを保存しなければならない。但し秘文書及び主務課にて編集保管を必要とするものはこの限りでない。

第三十九條 文書の保存類別は次の通りである。

第一類 永久保存

第二類 十年間保存

第三類 一年間保存

保存期限の計算はその事件が完結した翌年より起算する。

第四十條 次の文書は第一類に編集する。

一 教育委員会々議に関する書類

二 関係官庁の訓令、指令その他將來参考となる通牒

及び官報

三 法律、命令の疑義に対する指令その他これに關する往復書類

職員進退賞罰に関する書類

- 五 縣議会に関する書類
六 教育委員会歴史の参考となる書類
七 褒賞に関する書類
八 諸種の台帳及び原簿の類

九 その他永久保存の必要があると認める書類
第四十一條 次の文書は第二類に編集する。

一 会計上の文書帳簿で決算報告を終つたもの

二 収受発送に関する諸簿冊

三 その他十年以上保存の必要のない書類

第四十二條 次の文書は第三類に編集する。

一 職員の身分に関する願、届書類

二 原簿又は台帳に記入を終つた願届書及び統計年表

その他製表の材料に供した書類

三 会計上の書類で年度経過とともに不用となつたもの

第四十三條 総務課は文書台帳を備付け編集書目保存類

01071

冊数その他必要事項を登録して印されなければならない。

第四十四條 保存文庫中に藏置し、虫濕害の虞れのない

い。

第四十五條 保存期間を経過した文書は目録を作り主務

課に合議してから教育長の決裁を経て裁断廃棄するこ

とができる。

第四十六條 保存文書を借用しようとするときは総務課長の許しを得て、文書貸与簿に必要事項を記入し、な

つ印するものとする。但し、特に許しを得た場合はこの限りでない。

第四十七條 他官庁その他より保存文書の借用又は証拠として提出の請求があつたときは教育長の指揮を受けなければならぬ。

第四十九條 保存文書の簿冊名は各主務課でこれを定める。

第五章 服務心得

印しなければならない。

出勤時に遅れたときは課長に理由を告げその承認を得なければ出勤簿になつ印できない。

出張、休暇、欠勤、遅参及び早退の場合は出勤簿にそ

の旨を記入しなければならない。

第五十條 疾病その他事故により出勤できないときは、事由を具して、当日午前中に届け出るものとする。但し疾病のため欠勤七日を超えたときは医師の診断書を添えて届出なければならない。

第五十一條 執務時間中一時戸外に出ようとする者又は執務時間中疾病その他の事故により退出する者は、その事由を具して上司の承認を受けなければならない。

第五十二条 休暇を受けようとするものはあらかじめ期間を定め願い出で承認を受けるものとする。

私事旅行中許可を受けたものが病氣、天災その他やむ受けなければならない。

第四十九條 保存文書の簿冊名は各主務課でこれを定める。

鳥取縣公報

號

外 昭和二十四年三月二日

(第三種郵便物認可)

九

を得ない理由により許可日数を超えるときもまた同じである。

第五十三條 忌服の届出には、死者との続柄及び死亡年月日を記載するものとする。

第五十四條 職務に關して証人又は鑑定人として警察、司法その他關係機關の召喚に応するときは、予め教育長の承認を受けるものとする。

前項の場合においては、復帰後遅滞なくその要領を報告しなければならない。

第五十五條 出張、休暇、欠勤等のため不在となる場合は、その担任事務について支障のないよう予め措置するものとする。

第五十六條 出張、休暇、改氏名その他身分に異動のあつたときは遅滞なくその旨を届け出なければならない。但し、轉籍又は改氏名の場合は戸籍抄本を添付するものとする。

第五十七條 縣内に轉勤を命ぜられたときは、辞令を受けた翌日より七日以内に出発しなければならない。但し、轉籍又は改氏名の場合は戸籍抄本を添付するものとする。

第五十八條 着任したときは、宿所届は即日履歴書は五日以内に総務課長に提出しなければならない。

第五十九條 轉任、轉勤、退職、休暇の場合は、速かに担任事務及び保管物件目録を作製し説明を要するものは説明書を添付して上司の指揮を受け後任者に引継がなければならない。

第六十條 出張用務地又は日程の変更を要するときは、その事由を具して指揮を受けなければならぬ。

第六十一條 出張用務を終り帰局した者は、直ちに復命書を提出しなければならない。

但し、軽易な事件については口答を以て復命書に代えることができる。

第六十二條 諸職員は、特別の事由があるものゝ外は主務課長を経由しなければならない。

第六十三條 事務局内の文書類は、許可を受けなければならぬ。

し予めその時日を指定せられたときはこの限りでない。

前項の期間内に出発することができないときは、その理由を具して許可を受けなければならない。

第六十四條 休日又は退院後、事務局舎に火災、近火、その他非常の事態が起きたときは直ちに登庁し、至急措置を講じなければならない。

前項により非常登庁したものは当直備付の「登庁人名簿」に職氏名を記載するものとする。

第六十五條 重要書類は運搬に便利な書箱に納め予め見書き場所に置き非常持出と朱書し次の目標を貼附し置かなければならない。

第六十六條 当直員は二名とし輪番で服務する。

第六十七條 当直員の服務は退院時限より翌日登庁時限まで勤務しなければならない。

第六十八條 当直員は、公印及び文書等の保管並びに文

こを部外者に公示し、又は謄写させることができない。

第六十九條 休日又は退院後、事務局舎に火災、近火、その他非常の事態が起きたときは直ちに登庁し、至急措置を講じなければならない。

前項により非常登庁したものは当直備付の「登庁人名簿」に職氏名を記載するものとする。

第七十條 左の各号の一に該当し総務課長の承認を得たものは、一時当直を猶予する。

一、長期欠勤者
二、傳染の虞ある疾病中の者

第七十一條 当直員は、総務課より左の帳簿及び物件を受取り事務を処理しなければならない。

10c
非常持出 課名
55c
第六章 当直
第六十六條
第六十七條
第六十八條

六 郵便電信發送簿

七 文書物品發送簿及び收受簿

八 郵便切手及び精算簿

九 電信符号

十 諸用紙

十一 送付簿

十二 照明用器具

第七十二條 当直員は、次の各号により事務を処理しなければならない。

一 至急親展、至急秘の表示のある封書及び親展電報は封緘のまゝ送付簿により宛名人にこれを送付しなければならない。

二 親展電報以外の電報はこれに訳文を附し至急の表示ある封筒にこれを納め、送付簿により宛名人に送付しなければならない。

三 前各号に掲げるものゝ外受領した文書物件は、そのまま保管し、文書物件に対して受領の証を発行しそのものは、收受簿に記載の上翌朝終務課長にこれを

引継ぐものとする。

四 公務に關して通報を受けたときは、その要領を記録し急を要するものは主務課長に連絡する等適宜の措置をなすこと。

第五十三條 火災その他非常のときは、教育長及び関係者に急報し、速かに應急の措置を講じなければならぬ。

第五十四條 当直員は、本章に規定するものゝ外、当直室掲示の「當直に關する心得」を守らなければならぬ。

第五十五條 この規定は、昭和二十三年十一月一日から適用する。

第五十六條 文書の收受發送及び當直に關する規定は当分の間別の取扱をすることができる。

公文式

◆鳥取縣教育委員會規則第何号

何々……………しなければならない。（何々……………次

第七十七條 文書の收受發送及び當直に關する規定は当分の間別の取扱をすることができる。

◆鳥取縣教育委員會規則第何号

何々……………しなければならない。（何々……………次

01075

（うに定める。）（改正する。）

年 月 日

鳥取縣教育委員會

◆鳥取縣教育委員會告示第何号

何々

年 月 日

鳥取縣教育委員會

◆鳥取縣教育委員會訓令（甲）第何号

（乙）第何号

市町村長

学校長

何々長

（何々……左のように改正する。）

年 月 日

鳥取縣教育委員會

附 義 式

受（第）何第何号

何々について（上申）（伺）（副申）（照会）（通牒）
（回答）

何々について（回答文にわ何年何月何日第何号照会云々とす）（何々）下さるよう。（下さり）
（されたい）

年 月 日

鳥取縣教育委員會

◆鳥取縣教育委員會内訓第何号
何……………しなければならない。

受（發）何第何号

往復文例式

號一外

昭和二十四年三月二日

（第三種郵便物認可）

一三

01074

（うに定める。）（改正する。）

年 月 日

鳥取縣教育委員會

◆鳥取縣教育委員會告示第何号

何々

年 月 日

鳥取縣教育委員會

◆鳥取縣教育委員會訓令（甲）第何号

（乙）第何号

市町村長

学校長

何々長

（何々……左のように改正する。）

年 月 日

鳥取縣教育委員會

附 義 式

受（第）何第何号

何々について（上申）（伺）（副申）（照会）（通牒）
（回答）

何々について（回答文にわ何年何月何日第何号照会云々とす）（何々）下さるよう。（下さり）
（されたい）

年 月 日

鳥取縣教育委員會

樣式第五号

往復用紙

(本文第十八條)

郵便切手精算簿式

01078

注意 本書に対する回答は上欄を切放さずその儘回付

樣式第六號

雷莘父集卷五

本文第三十一條

卷之三

垂柳堂叢書

01079

日	月	高計 宿直 高音	受 高 誤 宿直 高音	枚 枚 枚	円 円 円	円 円 円
緑越高	日					
	月					
	日					

樣式第九號

郵便切手精算表式

樣式第十號

日附	受高 円	拂高 円	残高 円
越高	錢	錢	錢
1			
2			
3			
4			
中間省略			
27			
28			
29			
30			
31			
日計			
累計			

樣式第九號

年
月
日

總務課長 氏名印

鳥取縣出納長
昭和年

昭和

月分郵便切手の精算を左表の通り提

発送月日

通鑑卷之三

品目名称

5

取扱者印受領者印

01080

01081

樣式第十二號

送達簿式

領收者印	樣式第十二号	箇
送致月日	送達簿式	
月	件	
日	名	
	發所名	
	取扱者印	

月

未完結事件票式

標式第十五号

樹供票用紙

促	督	要	督	要	督	督	督
旨	要	督	旨	要	督	教	育
旨	要	督	旨	要	督	長	課
年	月	日	年	月	日	主	查
年	月	日	年	月	日	主	查
答	回	旨	要	答	回	腐	長
旨	要	答	回	旨	要	答	回
年	月	日	年	月	日	主	定
年	月	日	年	月	日	主	查

樣式第十四號

文書件數表式

督促
する
べき
の
事項
は、
本票を受領した各解は即時その督促事項に対する回
答若しくは書類等の提出を爲しその旨回答欄に記載
して返送すること。但し回答事項等簡易にしてその
主旨を達するものは本書を以つて回答書に代用する
ものとする。

樣式第十六號

出張命令簿式

數日	張出	由事行旅	歸局日	出發日
年	月	日	年	月
日				
數夜泊宿				
夜				
路陸				
里				
道鐵				
資金	杆			
船	汽			
資金	渥			
要所額	費旅見			
額込	四			
予費額	旅殘存			
額存	四			

要 摘

注意事項

